

伊保石公園遊具整備事業 仕様書

1 趣旨

この仕様書は、塩竈市(以下「本市」という。)が令和8年度に実施する伊保石公園遊具整備事業(以下「本事業」という。)に係る公募型プロポーザルの参加者に求める企画提案の仕様を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、この仕様書に明記されている事項を満たした上で、本事業に関する企画提案を行うことができる。

また、本事業の工事請負者は、事業期間にわたり仕様書を遵守しなければならない。

2 事業内容

本事業の事業内容は次に掲げるものとし、提案額には、これらのすべてを含む。

- (1) 測量設計
- (2) 既存遊具(基礎を含む)撤去・処分
 - ①ターザンロープ 1基 (わんぱく広場)
 - ②中型複合遊具 2基 (みさき広場、つばさ広場)
 - ③吊り橋 1基 (さなえ広場)
 - ④丸太渡り 1基 (さなえ広場)
- (3) 遊具新設
 - ①中型複合遊具 2基 (市民の森記念館北側広場、わんぱく広場)
 - ②滑走系遊具 1基 (日時計広場)
 - ③平衡運動系遊具 1基 (日時計広場)
- (4) 新たな遊具に係る実施設計
- (5) 新たな遊具に係る制作、搬入、組立、設置(基礎工事及び土工事を含む)
- (6) 安全施設設置(遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等)
- (7) 遊具設置に伴う整地(安全領域確保のための土地造成・支障物撤去・整地・伐採含む)
- (8) 遊具設置または撤去に伴う仮設道整備(必要に応じて)
- (9) 遊具使用上の注意看板等設置
- (10) 工事期間中の仮囲い等の安全対策

※ 提案上限額の範囲内で実現可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

3 遊具に関する事項

(1) 提案上限額

82,967,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 測量、設計、製品製作、設置及び撤去工事等(基礎工事含む)の全てを含む。

(2) 施工場所

伊保石公園(宮城県塩竈市字伊保石95番地)

(3) 新設箇所のテーマ・整備方針

新設箇所	対象年齢 更新遊具の分類	テーマ・整備方針
市民の森記念館 北側広場	3歳～12歳 中型複合遊具※	【ファミリー向け】 未就学児や小学校低学年が親子でも一緒に遊べるエリアと設定しており、既存複合遊具や周囲施設の一体化、既存地形を活用したシンボリックな遊び場空間の工夫を求める。
わんぱく広場	6歳～12歳 中型複合遊具※	【小学生向け】 小学生高学年が成長に伴う好奇心や身体能力を刺激するエリアと設定しており、繰り返し遊びに来たくなる冒険性あふれる空間の工夫を求める。
日時計広場	3歳～12歳 滑走系遊具 平衡運動系遊具	【未就学児向け】 未就学児対象に周辺のアスレチック施設に似類したアクティビティエリアを設定しており、既存地形を活用しアスレチック系遊具の設置を求める。

※中型複合遊具の規模は、遊具の先端を直線で結んだ多角形の面積(概ね100㎡以上～300㎡未満)とする。「遊具の安全に関する基準」((一社)日本公園施設業協会)の5.11複合遊具 5.11.1複合遊具の分類 5.11.1.2複合遊具の規模による分類 を参照)

(4) 配慮事項

- ア 事故回避のために対象エリアの区分やサインの設置などの必要な措置を講じること。
- イ 伊保石公園の立地条件を踏まえ、遊具の材質・塗装は、標準使用期間が長寿命化するよう耐久性が優れたものとする。
- ウ 遊具は維持管理(交換・修理)がしやすい材質・構造とすること。
- エ 各遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- オ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項などを記載した案内板、安全マット、安全柵等を適切に配置すること。
- カ 子どもの冒険心を育み、多様な遊びの形態(のぼる、とぶ、くぐる等)が提供できるような遊具を設置すること。
- キ 遊具の基準は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準」((一社)日本公園施設業協会)を満たす遊具を設置すること。

- ク 本事業の実施にあたっては、宮城県制定「土木工事共通仕様書」に基づき実施すること。
- ケ 賠償責任保険に加入した製品とすること。
- コ 基礎は、土の流出などによる露出がない構造とすること。
- サ 本事業の実施に伴い、施設等を破損した場合は、本市の指示に従い受注者により補修等を行なうこと。
- シ 本事業の実施により移設や撤去が必要な施設（樹木等）があれば、予算の範囲内で対応すること。ただし、移設や撤去はできる限り必要最低限の範囲内とする。
- ス 上記の他、提案遊具の形状等を考慮し安全な利用を確保するために、クッション性のあるシート状材の敷設を検討すること。
- セ 近年の猛暑から遊具利用による火傷などの対策を可能な限り盛り込むこと。
- ソ 保護者が容易に子ども達の状況が分かるよう視認性を考慮した提案とすること。
- タ 周辺の眺望に対し、遊具の見え方を配慮すること。
- チ 障がいの有無などに関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の設置に配慮すること。

4 施工に関する事項

(1) 工期

契約締結日の翌日から令和9年2月26日（金）まで

(2) 施工計画

工程計画、施工方法等については、様式第9号により提出すること。

(3) 来場者の安全対策

ア 伊保石公園利用者の安全を第一とすること。

イ 施工区域内への侵入等を防ぐ仮囲い(H=1.5m以上)や周知看板の設置、誘導員の配置など、来場者の安全確保に努めること。

(4) その他

現地における既存遊具の撤去、遊具の新設に際しては、塩竈市産業建設部土木課と協議のうえ、本施設の運営管理に支障の無いよう、作業を行うこと。

5 提案を求める範囲

(1) テーマ・整備方針

上記「3 遊具に関する事項 (3) 新設箇所のテーマ・整備方針」のとおり提案を求める。

(2) 目的物の構造形式

上記「3 遊具に関する事項」を満たした上で、設置遊具の規模や機能、アイテムの組み合わせ、遊具レイアウト等について提案を求める。

(3) デザイン

遊具のデザイン、イメージ等について、概要図(完成予想イラスト)、平面図及び立面図により

提案を求める。

(4) 子どもの発達年齢に合わせた遊具の構成

保護者が幼児の行動を見守りやすく安心して楽しく遊べる遊具、児童がアスレチック系で体力強化、バランス感覚を養える遊具等について提案を求める。

(5) 維持管理を容易にするための提案

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策及びライフサイクルコスト(LCC)の提案を求める

(6) 安全対策

利用者が安全に遊べる配慮や工夫、また、特に子どもの予期せぬ遊び方に対するの対策等について提案を求める。

6 その他

(1) 搬入道路

遊具設置に伴い周辺の道路舗装及び公園内の既存施設を傷つける恐れがある場合は養生等により適切な対応を行なうこと。また、補修等の必要が生じた場合は、本市の指示に従い受注者により修繕を行なうこと。

(2) 作業時間帯

8時30分～17時土曜日・日曜日・年末年始は除く。(監督員が認める場合はその限りではない。)

(3) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を遵守し、適正に処分すること。

7 参考資料

(1)伊保石公園遊具位置図

(2)既存遊具撤去写真

(3)遊具新設箇所図